

第5次岐阜県青少年健全育成計画 概 要

—目次—

- 第1章 計画の策定にあたって…………… 1
- 第2章 「第4次岐阜県青少年健全育成計画」の検証…………… 2
- 第3章 青少年を取り巻く現状…………… 3
- 第4章・第5章 青少年育成支援施策の推進方針・施策の展開……………4
- 第6章 数値目標……………7
- 第7章 計画の推進体制……………9

1. 計画策定の趣旨・経緯

- 青少年の育成支援施策を総合的に進めるため、岐阜県青少年健全育成条例に基づき、平成18年度に「岐阜県青少年健全育成計画」を策定。その後、平成22年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同法及び「子供・若者育成支援大綱」に基づく岐阜県の「子ども・若者計画」としても位置づけ。
- 令和5年4月にこども家庭庁が創設、「こども基本法」が施行され、同12月には「こども大綱」が閣議決定され、「子供・若者育成支援推進大綱」は「少子化社会対策大綱」等とともに「こども大綱」に一本化されることになった。
- 県では令和7年度を始期とする「岐阜県こども計画」を策定することとしたため、当計画は「岐阜県こども計画」と一体的に、計画期間を1年前倒しで策定することとする。

2. 計画の位置づけ

岐阜県青少年健全育成条例第7条に基づく青少年の健全な育成に関する総合的な計画。
「岐阜県こども計画」と一体的に策定する計画。

3. 計画期間

5年間(令和7年度～11年度)

4. 計画の理念

全ての青少年が夢や目標を持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、県はもとより市町村、家庭、学校、地域社会、民間団体等が一体となり、社会全体で支援していく。

5. 計画の対象者

本計画の対象者は基本的におおむね30歳未満とする。ただし、施策によっては、40歳未満までを対象とする。

第4次計画における主な取組(重点施策)と課題

育成団体と支援団体の 連携強化

取組みの方向性

- ☆ 子ども・若者にとって身近な地域である各圏域に、育成団体と支援団体の交流の場を設置
 - ☆ 育成と支援の各団体をつなぐ役割を担う人材や困難な兆しに気付くことのできる人材の育成
- <目標> 一人一人の状況に応じた組織横断的・継続的な支援の実現

主な取組

- 青少年育成支援協議会を構成する関係機関・団体の連携を強化
- 育成団体と支援団体をつなぐ交流会を各圏域で実施
- 育成団体と支援団体をつなぐ人材や青少年の「困難な兆し」に気付くことができる人材の育成を目的とした研修会を実施

ネット依存への対応

取組みの方向性

- ☆ ネット依存傾向にある青少年への対策
 - ☆ ネット依存傾向にある青少年の保護者や学校関係者等の支援者への啓発、研修
- <目標> 青少年が情報リテラシーを身に付け、ネットを健全に活用できる社会の実現

主な取組

- 情報リテラシーを身に付けるための学校教育と家庭教育の推進
- ネット依存研修会や予防教室、ネット依存対策の宿泊体験プログラムを実施
- 高校一年生になる全ての生徒、保護者にネット依存の啓発リーフレットを配布

性被害から青少年を守る 取組の推進

取組みの方向性

- ☆ 青少年や保護者に対する教育や啓発
 - ☆ SNS等ネットを利用した犯罪への規制
- <目標> 青少年が性被害に遭うことなく、健やかに成長できる社会の実現

主な取組

- 児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止
- JKビジネス営業に対する規制を強化し、営業者に対する立入調査を実施
- 性被害根絶に向け、具体的な被害事例等を盛り込んだリーフレットを配布

第3章 青少年を取り巻く現状

1. インターネットをめぐる問題について

こども(特に小学生)の間でスマートフォン等が急速に普及し、SNS等インターネットを介した犯罪被害、長時間利用による依存のリスクが増加

●携帯電話所持者のうちスマートフォン利用者(岐阜県)
小5年生 R1 57.3% → R6 82.8%(+)
小6年生 R1 63.8% → R6 88.9%(+)

●ネット依存傾向の可能性が高い児童生徒(岐阜県)
小学生 R3 12.5% → R6 18.7%(+)
中学生 R1 8% → R6 14.7%(+)
高校生 R1 10.5% → R6 16.7%(+)

●SNSに起因する事犯被害児童数(全国)
小学生 R1 72人 → R5 139人(+)
中学生 R1 847人 → R5 748人(▲)
高校生 R1 1,044人 → R5 713人(▲)

- ・こどもの発達段階に応じたインターネット利用を適切に管理するためのフィルタリングとペアレンタルコントロールが必要
- ・こどもがインターネットを適切に使い、情報を有効に活用するとともにトラブルや犯罪を回避できるような能力を身に付けることが必要

2. 困難を抱える青少年への対応について

若者のひきこもりや無業者が増加

●ひきこもり(15～39歳)
H27 7,600人 → R4 9,000人(+)
●若年無業者数(15～34歳)
H29 6,900人 → R4 7,200人(+)

不登校児童生徒数やいじめの認知件数が増加

●不登校児童生徒数増加(岐阜県、千人当たり)
小学生 R1 8.7人 → R5 22.5人(+)
中学生 R1 38.2人 → R5 65.8人(+)
高校生 R1 11.9人 → R5 20.9人(+)
●いじめの認知件数(岐阜県)
小学生 R1 7,559件 → R5 4,302件(▲)
中学生 R1 2,667人 → R5 1,519人(▲)
高校生 R1 637人 → R5 982人(+)

こどもの貧困、児童虐待、ヤングケアラー

●所得階層別の学習理解度
(低) 小5 40.4% 中2 24.5%
(高) 小5 60.5% 中2 43.8%
●児童虐待相談対応件数増加(岐阜県)
R1 2,280件 → R5 2,725件(+)
●ヤングケアラーの問題が顕在化

- ・県内全域で青少年が安心できる居場所づくりと複雑・多様な悩みに対応できる相談体制をつくる必要がある
- ・必要な支援に関する情報提供と切れ目のない継続的な支援が必要

3. こどもを取り巻く地域環境について

- ・「インターネット空間」が「学校」や「職場」、「地域」より、ほっとできる場所、居心地の良い場所となっている。
- ・コロナ禍を経て、地域の行事が減り、こどもと地域とのかかわりが減少

- ・地域の中で様々な助けや情報を得て、将来問題に直面しても身近な人に助けを求め、自ら打開策を見出していく力を身に付けることが必要
- ・「こどもまんなか社会」実現のため、地域社会全体で青少年を育てていく機運の醸成、青少年が安心できる居場所が必要

基本方針Ⅰ 全ての青少年の健やかな成長と自立への支援

めざす姿

- 全ての青少年が心身ともに健やかに成長し、社会的・職業的に自立するために必要な知識、技能、態度を身に付け、自らの理想の実現に向かって挑戦しています。
- 全ての青少年に豊かな人間性や社会性を育むことができるよう、多様な学習や体験の機会及び環境が整えられています。

取組方針

- 青少年が、地域社会人として必要な「自立力」、「共生力」、「創造力」を身に付け、社会の能動的形成者として成長していくため、心の教育や社会性を育む学習、様々な体験活動、基本的生活習慣や健康に関する知識の習得、体力向上の取組等により、豊かな心と健やかな体の成長を支援します。
- 青少年が将来の夢を持つとともに、その夢を実現させるために、自己の個性や能力を最大限に伸ばし、たくましく、創造力豊かな人間に育つよう、教育環境を整備し、文化・芸術・スポーツ活動、国際交流活動など様々な自己実現の機会を提供します。
- 青少年が地域社会を支える人材として活躍できるよう、行政や学校、地域、産業界、関係機関等が連携して、こどもの発達段階に応じたキャリア教育、職業教育を実施するとともに、就業訓練や就職相談等を実施し、就労を総合的に支援します。

基本施策・具体的な施策

(1)自己形成のための支援

- ①豊かな人間性や社会性を育むための支援
 - ・道徳教育、人権教育の充実
 - ・男女共同参画意識や主権者意識、規範意識の醸成
 - ・多様な体験活動の推進
- ②基本的な生活習慣の形成
 - ・規則正しい生活習慣形成への取組
 - ・家庭や学校での食育の推進
- ③健康づくりの推進
 - ・健康教育、体力づくりの推進、健康相談体制の充実

(2)自己実現のための支援

- ①優れた個性を伸ばす取組の推進
 - ・文化・芸術・スポーツなどの能力や優れた個性を伸ばす取組の推進
- ②文化・芸術・スポーツ活動の推進
 - ・文化・芸術・スポーツに親しむ環境づくり
 - ・参加機会の提供による自己実現の支援
- ③多文化共生・国際交流活動の取組推進
 - ・外国青年招致事業により招聘された外国人青年と県内の青少年との交流
 - ・国際的視野を持った農業後継者育成のための農業高校生の海外派遣
- ④次世代の人材育成
 - ・ぎふ立志リーダー養成塾等の開催による青少年リーダーの育成
 - ・高等学校でのグローバル人材の育成
 - ・地域産業との連携による次世代の担い手育成
 - ・SDGsを意識し、率先して行動できる青少年の育成

(3)青少年の社会的・職業的自立や就労等への支援

- ①就業能力の習得や意欲向上のための支援
 - ・キャリア教育の推進と職業的自立能力の形成
 - ・インターンシップの機会提供
- ②就労等支援の充実
 - ・新規学卒者、若年失業者などへの就職支援、職業的自立支援

基本方針Ⅱ 困難を有する青少年とその家族への支援

めざす姿

○様々な困難を有する青少年やその家族に対する包括的な支援ネットワークが県内各地に整い、こうした青少年やその家族がそれぞれの状況に応じた支援を受けることができています。

取組方針

○困難を有する青少年一人一人の状況に応じて、総合的・継続的な支援を行うことができるよう、関係機関・団体の顔の見える関係づくりを進めます。また、青少年の「困難な兆し」に対し、早期発見・早期対応ができる人材の育成を進めます。

○社会生活を営む上で困難を有する青少年とその家族に対し、一人一人が抱える困難の状況に応じた適切な支援を実施するため、各分野における専門的な支援体制の強化を図ります。

○児童虐待やヤングケアラー等、家庭内の問題についての県民の関心と理解を高め、早期発見、早期対応につなげます。また、虐待児童など家庭での生活が困難なこどもについては自立に至るまでの切れ目のない支援を推進します。

○様々な要因が複雑に絡み合う自殺の予防に向け、病気等、本人だけでなく、社会的要因も踏まえた総合的な取組を進めます。

○青少年や保護者に対して、啓発リーフレットの配布や研修会の開催などを通して、安全・安心なインターネット利用を進めるためのフィルタリング利用やペアレンタルコントロールに関する啓発を行います。

○犯罪被害、特に性被害は潜在化・深刻化しやすいことから、相談窓口の周知を図るとともにメールやSNS等を活用した相談しやすい環境を整備する等、支援体制を充実します。

基本施策・具体的な施策

(1)総合的な支援体制の推進

- ①育成団体と支援団体の連携強化
 - ・青少年の育成に関わる民間団体、支援団体、関係機関相互のネットワークづくり
- ②相談・支援機関の連携強化
 - ・支援機関相互の連携強化、交流会での顔の見える関係づくりの推進

(2)困難な状況に応じた支援

- ①ひきこもり、不登校等の青少年とその家族への支援
 - ・若者サポートステーションによる若年無業者等への職業的自立の支援
 - ・スクールソーシャルワーカーの配置等による不登校児童・生徒への支援体制づくり
- ②いじめ問題への対応
 - ・地域ぐるみでいじめ等の問題行動の未然防止と早期発見・早期対応
- ③障がいのある青少年とその家族への支援
 - ・就学前から高校卒業後までの一貫した教育、支援体制の構築
- ④こどもの貧困問題への対応
 - ・生活困窮世帯等の児童・生徒への経済的支援や学習支援・自立支援
- ⑤児童虐待防止対策の推進
 - ・子ども相談センター及び市町村の相談体制の強化
- ⑥社会的養育の推進、ヤングケアラーの支援
 - ・市町村子ども家庭センターの設置促進、児童家庭支援センター機能強化
 - ・ヤングケアラーに対する認知度向上、相談体制の構築
- ⑦自殺予防対策の推進
 - ・ゲートキーパーの養成、自殺予防相談・支援体制の充実
- ⑧外国人児童・生徒への支援
 - ・加配教員の配置等による外国人児童生徒への日本語教育や学習支援
- ⑨その他、特に配慮が必要な青少年への支援
 - ・性的マイノリティ等に対する理解促進、教育の充実、相談支援の充実

(3)犯罪等の被害、非行防止

- ①インターネット等を介した犯罪被害の防止
 - ・学校等における犯罪被害の未然防止教育の推進、相談対応による被害者支援
- ②非行少年への対応・支援
 - ・少年(補導)センター等での補導活動強化・相談体制の充実

基本方針Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備

めざす姿

- 青少年が、有害な環境にさらされたり犯罪やトラブルに巻き込まれたりすることなく、また、各学校や家庭でのルールに基づき節度を持ってインターネットを利用しています。
- 各地域に青少年の成長を見守り支援する多様な立場の担い手が存在し、家庭・学校・地域が一体となって、地域ならではの特色ある活動・体験・交流の機会が設けられています。

取組方針

- 安全・安心なインターネット利用を促進するため、青少年を有害情報や危険にさらさない対策と、青少年自身がネットとの付き合い方を自ら考え、節度ある利用とトラブルを回避し相談できる力を身に付ける教育・啓発に取り組めます。
- 家庭が子育てや教育について本来の役割を果たすことができるよう、家族とのふれあいの促進、親としての学びの場や相談の機会の提供とともに、家庭、学校、地域の連携により、地域全体で家庭教育を支える環境の構築を推進します。
- 青少年の健やかな成長を支える県民運動や担い手の育成に取り組むとともに、地域全体でこどもを守り育てる環境の整備や、開かれた学校づくりを推進します。
- 青少年が地域の一員として積極的に社会形成に関わることができるよう、社会参加活動やふるさと教育を推進するとともに、青少年の居場所づくりを進めます。

基本施策・具体的な施策

(1)安全・安心な社会環境の整備

- ①安全・安心なインターネット利用の促進
 - ・情報リテラシー教育の推進、フィルタリング利用の促進、ネット依存への対応
- ②健全な青少年を育む社会環境づくりの推進
 - ・青少年健全育成条例に基づく有害興行や有害図書類等の指定及び立ち入り調査の実施
- ③有害環境等に対応する教育の推進
 - ・学校等における薬物乱用防止教育、消費者教育の推進
- ④安全教育や地域で安全・安心を見守る活動の推進
 - ・自然災害、交通事故等から命を守るための安全教育の実施
 - ・地域の防犯ボランティア団体や企業等による住民主体の地域安全活動を支援

(2)家庭の教育力の向上

- ①家庭の教育力向上のための支援の推進
 - ・学校、PTA関係者、市町村関係者等との連携による家庭教育学級の実施
- ②家庭の日の普及と家族のふれあいの促進
 - ・「家庭の日」(毎月第3日曜日)と「早く家庭に帰る日」(毎月8のつく日)の普及・啓発
- ③家庭・学校・地域の連携による教育力の向上
 - ・家庭教育支援関係者や関係団体の連携強化、家庭教育支援員の配置

(3)地域での健全育成の推進

- ①青少年育成の県民運動の推進
 - ・各市町村に青少年育成推進指導員を配置し地域における青少年育成県民運動の普及推進
- ②地域で青少年を育てる取組の推進
 - ・市町村の「地域子育て支援拠点」の運営支援、地域学校協働活動推進員の配置
- ③青少年の社会参加活動の推進
 - ・青少年団体の活動支援、ボランティア活動の情報提供による参加促進
- ④ふるさと教育の推進
 - ・県有文化施設での「清流の国ぎふ」の自然や歴史、文化等の体験機会の提供
 - ・「ぎふ木育」や自然体験等による環境教育の推進
- ⑤青少年の居場所づくりの推進
 - ・放課後児童クラブ、放課後子ども教室の実施による総合的な放課後対策の推進
- ⑥地域に開かれた学校づくりの推進
 - ・コミュニティスクールなど地域住民の教育活動や学校運営への参画機会の提供

施策の着実な推進を確認するための指標として、以下の数値目標を設定します。

I 全ての青少年の健やかな成長と自立への支援

1 自己形成のための支援

指標名		計画策定時 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)
こどもの朝食欠食率	小学生	6.8%	0.0%
	中学生	11.0%	0.0%
	高校生	25.5%	15%以下
新体力テストにおける総合評価C以上の児童生徒の割合	公立小学校	67.0%	80.0%
	公立中学校	75.0%	85.0%
卒業後もスポーツをしたいと「思う」「やや思う」児童生徒の割合	公立小学校	87.0%	90.0%
	公立中学校	81.0%	90.0%

2 自己実現のための支援

指標名		計画策定時 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)
将来就きたい仕事や夢について考えさせる指導をした学校の割合	小学校	86.2%	100%
	中学校	96.7%	100%
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学校	84.5%	90.0%
	中学校	81.4%	90.0%
	高等学校	84.3%	90.0%

3 青少年の社会的・職業的自立や就労等への支援

指標名	計画策定時 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)
高校で学んだことを活かした職業に就きたいと思う高校生の割合	70.2%	80%
インターンシップを実施した県立高等学校数	58校 (令和4年度)	63校 (令和10年度)

II 困難を有する青少年とその家族への支援

1 総合的な支援体制の推進

指標名	計画策定時 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)
複合的な困難に対する連携支援モデル事例の構築数	111事例	138事例

2 困難な状況に応じた支援

指標名		計画策定時 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)
岐阜県若者サポートステーション登録者の進路決定率		60.2%	66.0%
不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で、誰かに相談した児童生徒の割合	小学校	58.0%	100.0%
	中学校	51.6%	100.0%
小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校のいじめの解消率（いじめ行為が3か月以上止んでいる）		74.6%	100.0%
特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率		92.4%	100%
こども食堂を実施又は支援する市町村数（又は居場所のある市町村数）		22市町	25市町村

3 犯罪等被害、非行防止

指標名	計画策定時 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)
非行少年の検挙・補導人員(6-19歳人口千人あたり)	1.8人	1.5人
刑法犯少年の再犯者率	28.3%	25.0%以下
SNS等に起因する「少年の福祉を害する犯罪」の被害少年数	24人	0人

施策の着実な推進を確認するための指標として、以下の数値目標を設定します。

Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える社会環境の整備

1 安全・安心な社会環境の整備

指標名	計画策定時 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)
携帯電話フィルタリング利用率(高校生)	64.9%	85%以上
家庭での携帯電話利用に関するルールのある割合(高校1年生)	53.9%	70%
情報モラルなどを指導できる教職員の割合	89.2%	100%
立入調査における有害図書の区分陳列の遵守率 (遵守店舗数/調査店舗数)	87.4%	95%
異なる危険を想定した「命を守る訓練」を年3回以上実施する学校の割合	96.2%	100%
自転車安全運転チェックシートを活用して年2回以上の交通安全教育を実施した学校の割合	61.9%	90%

2 家庭の教育力の向上

指標名	計画策定時 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)
企業内家庭教育研修を実施した企業・事業所等の数(累計)	53企業等	120企業等
子どもの朝食欠食率【再掲】	小学生	6.8%
	中学生	11.0%
	高校生	25.5%
朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	7.4回	8.5回
早く家庭に帰る日を実施している企業等数 (ノー残業デーを含む)	388企業等	530企業等
岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の数	198企業	300社

3 地域での健全育成の推進

指標名	計画策定時 (令和5年度末)	目標値 (令和11年度末)
副読本等を活用し環境問題を探究した小学校の割合	98.3%	100%
放課後児童クラブへ登録できなかった児童数 (待機児童数(5月1日現在))	91人 (令和5年5月1日)	0人
ぎふ木遊館入館者数(累計)	138,541人	438,541人
学校運営協議会又は学校運営協議会の類似の仕組みを設置している学校の割合	小学校 88.4% 中学校 85.3%	小学校 95% 中学校 90%
岐阜県や自分の住んでいる地域の魅力を伝えることができる高校生の割合	60.1%	80%
こども・子育て家庭応援キャンペーン事業参加店舗数 (ぎふっこカード、ぎふっこカードプラス等の参加店舗数の合計)	9,788店舗	12,000店舗
地域でこどもを支える人向けの講座の参加者数(累計)	-	1,000人

◇ 県の推進体制

- 知事部局の関係部課や教育委員会、警察本部と連携し、総合的・体系的に施策を推進
- 「青少年育成審議会」をはじめ、県民等の提言や意見等を施策の推進に反映

◇ 市町村・国等との連携

- 市町村においても、本計画に呼応した取組が推進されるよう、情報提供や必要な支援を行うとともに、相互の連携・協力を深め、効果的な取組を展開
- 国、他都道府県との緊密な連携を図りながら、各種施策を推進

◇ 団体、NPO、事業者等との連携

- （公社）岐阜県青少年育成県民会議をはじめとする団体、企業等との連携・協力を推進し、社会全体での青少年育成支援の機運醸成と効果的な取組を展開
- 「岐阜県子ども・若者支援地域協議会」をはじめとする関係団体等とのネットワークづくりを推進し、支援を効果的かつ円滑に実施